

令和 7 年度地域包括支援センターの事業評価の実施について

1 経過

平成 27 年 4 月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を目的とした事業評価が努力義務となり、平成 30 年 4 月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業評価が義務規定となった。

大田区では、平成 27 年度から国の設問と区独自の設問等を用いて地域包括支援センターの事業評価を実施している。

〈平成 27 年度～令和 2 年度〉

国の設問と区独自の設問に対する回答（はい、いいえの 2 択式）の確認をヒアリング形式で実施。

〈令和 3 年度～4 年度〉

国の設問（2 択式）と区独自の設問（記述式）に対する回答の確認を意見交換を交えた話し合い形式で実施。

また、上記に加え令和 4 年度については、第三者の視点を取り入れる目的で、地域包括支援センターに対する利用者、介護支援専門員、民生委員児童委員へのアンケートを実施。

〈令和 5 年度～6 年度〉

国の設問（2 択式）と区独自の設問（記述式）に対する回答の確認を書面形式で実施。

また、上記に加え令和 6 年度は、第三者へのアンケートとして、民生委員児童委員を対象に実施。

〈令和 7 年度〉

令和 6 年度に引き続き、国の設問（形式未定）と区独自の設問（記述式）に対する回答を書面形式で行う。

加えて第 8 期運営協議会の提言を踏まえ、区がセンター及び受託法人と相互に意見交換ができるようにしつつも、相互の事務負担の軽減を図るため、令和 7 年度から令和 9 年度にかけて全センターに話し合い形式を実施する。令和 7 年度は 8 センター（全体の 3 分の 1 程度）を対象に話し合いを行う。

また、地域包括支援センターに対する第三者アンケートは、利用者、介護支援専門員、民生委員児童委員に対して 3 年間で順次実施することとし、令和 7 年度は地域包括支援センターの利用者を対象に実施する。